

## 生後4か月までの全戸訪問事業に係る論点及び今後の方向性について

	平成20年度 次世代育成支援対策交付金要綱（案）	論点及び今後の方向性（案）
	生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	<p>1 名称</p> <p>（方向性）</p> <p>○ 児童福祉法改正案においては「乳児家庭全戸訪問事業」として位置づけられている一方、市町村等の現場においては、「こんにちは赤ちゃん事業」の名称が浸透していることから、平成21年度より、名称を「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」に変更してはどうか。</p>
① 事業内容	すべての乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的とする事業。	
ア 対象者	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭	<p>2 対象者</p> <p>（方向性）</p> <p>（1）対象から除外する者</p> <p>○ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することが原則であるが、以下の場合には、訪問する対象としないこととしてはどうか。（市町村独自に対象とすることはあり得る）</p> <p>① 養育支援訪問事業の実施により、既に情報提供や養育環境の把握ができている場合</p> <p>② 訪問を働きかけたにもかかわらず拒否された場合</p> <p>③ 子の入院や長期の里帰り出産等により生後4か月までには当該市町村の住居に子がいないと見込まれる場合（要綱のイに定めるところにより、生後5か月までに訪問する見込みがある場合を除く）</p>

		<p>○ 上記②、③の場合について、その後の対応のあり方等について示すこととしてはどうか。</p>
イ 訪問の時期	<p>対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。</p> <p>ただし、生後4か月までの間に、健康診査等により親子の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象とする。この場合も、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。</p>	<p><u>3 訪問の時期</u></p> <p>(方向性)</p> <p>○ 「生後4か月を迎えるまで」との時期や当該期間経過後の取扱いについては、現行どおりの取扱いとしてはどうか。</p>
ウ 訪問者	<p>訪問者については、特に資格要件は問わない。</p> <p>保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修(講習)を行うものとする。</p>	<p><u>4 訪問者</u></p> <p>(方向性)</p> <p>○ 訪問者については、現行どおりの取扱いとしてはどうか。(研修のあり方については後述。)</p>
② 実施内容	<p>ア 育児に関する不安や悩みの聴取、相談</p> <p>イ 子育て支援に関する情報提供</p> <p>ウ 要支援家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整</p>	<p><u>5 実施内容</u></p> <p>(方向性)</p> <p>○ 実施内容として、養育環境の把握を明確に位置づけることとしてはどうか。</p>
③ 実施に当たっての留意事項	<p>家庭訪問の実施に当たっては、次の点に留意すること。</p> <p>ア 出生届や母子健康手帳交付等の機会を活用して、本事業の周知を図るとともに事前に訪問日時の同意を得るよう、訪問を受けやすい環境づくりを進めること。</p>	<p><u>6 実施に当たっての留意事項</u></p> <p>(方向性)</p> <p>○ 改正法案により、市町村が事務を委託する場合における委託先の従事者への守秘義務が創設されることも踏まえ、守秘義務徹底のための対応について整理してはどうか。</p>

	<p>イ 訪問者が市町村職員以外の者の場合には、訪問活動によって知り得た情報については、守秘義務を課し、個人情報の保護に万全を期すこと。</p> <p>ウ 訪問の際は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にすること。</p> <p>エ 訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受動的な対応を心がけること。母親の体調の状況等によっては再訪問も考慮すること。</p> <p>オ 訪問の際は、地域子育て支援拠点事業の実施場所一覧表を持参するなど、子育て親子が必要とする身近な地域での様々な子育て支援に関する情報を提供すること。</p> <p>カ 訪問結果については、あらかじめ市町村で定めた書式に基づき、市町村の担当部署に報告すること。</p> <p>キ 市町村の保健師等専門職が訪問結果についてアセスメントし、支援が必要な家庭か否かを判断すること。</p>	<p>○ 左記カ・キについては、支援の必要性の判断や対応方針決定のプロセスとしてまとめて示すこととしてはどうか。</p> <p>○ 養育環境の把握のポイント等について示すこととしてはどうか。</p>
<p>④ 研修(講習)</p>	<p>必要な研修(講習)については、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、③の留意事項を踏まえるとともに、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導(ロールプレイング等)などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。</p>	<p>7 訪問者の研修</p> <p>(方向性)</p> <p>○ 訪問者の質を確保するためにも、訪問者の研修プログラム等を示すこととしてはどうか。</p>
<p>⑤ ケース対応会議</p>	<p>訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具体的な</p>	<p>8 支援の必要性の判断や対応方針決定のプロセス</p>

	<p>サービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ育児支援家庭訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけることとする。</p>	<p>(方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別ケースについて、次のように支援の必要性の判断や対応方針決定を行う旨明確化してはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 訪問者は、訪問結果についてあらかじめ市町村で定めた書式に基づき、市町村の担当部署に報告</li> <li>② 市町村の保健師等専門職が、訪問者からの報告等に基づき、支援が必要な家庭か否かを判断。</li> <li>③ 支援が必要な家庭について、訪問者、市町村における母子保健担当者、児童福祉担当者、要保護児童対策調整機関の職員等によるケース対応会議を開催し、具体的な支援の内容等を協議。なお、同ケース対応会議においては、必要に応じて、支援が特に必要かどうかについても協議を行う。</li> <li>④ ケース対応会議の結果、要保護児童対策地域協議会における支援内容の協議が等が特に必要と判断されたケースについては、ケースを調整機関に送致し、協議会において支援内容等を協議。</li> </ul> </li> <li>○ 産後うつ等の精神疾患については、非医療職が訪問する場合など養育環境の把握等のあり方について特に整理することとしてはどうか。</li> </ul>
<p>⑥ 新生児訪問指導等との関係</p>	<p>既に、母子保健法に基づく新生児訪問指導等や独自の訪問活動を実施している市町村において、これらの訪問指導等を活用して本事業の実施を検討する場合、本事業の②の内容を満たす場合は、本事業として取り扱って差し支えないこと。</p>	<p>9 母子保健法に基づく訪問事業との整理</p> <p>(方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子保健法に基づく妊産婦訪問、新生児訪問、保健指導（保健所を設置する市・特別区においては未熟児訪問を含む。）等との関係については、改正法案において、市町村は母子保健法に基づく指導と併せて全戸訪問事業を行うことができるとされていることから、現行どおりの取扱いとしてはどうか。</li> </ul> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <pre> graph LR     A[全戸訪問事業 子育て支援に関する情報提供や必要なサービスにつなげるための養育環境の把握] --&gt; B[保健指導等] </pre> </div>
<p>⑦ 実施計画</p>	<p>本事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することを目的としてい</p>	<p>10 全戸訪問の完全実施に向けての課題</p>

	<p>るが、事業を開始した年度内にこうした目的を達成できる体制整備が困難な場合も想定されることから、段階的に実施することも認められるものとする。この場合にあつては、カバー率（対象家庭に対する訪問実績）100%に向けた実施計画を作成することとし、その計画期間は平成21年度までとする。</p> <p>なお、作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策について検討し実効的な計画とすること。</p>	<p>(方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行どおりの取扱いとしてはどうか。</li> </ul>
		<p><u>1.1 委託先の要件</u></p> <p>(方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委託先については、適切な訪問者の配置、個人情報保護や訪問結果に基づく対応方針決定等の体制の観点から、要件を検討することとしてはどうか。</li> <li>○ 地域子育て支援拠点への全戸訪問事業の委託を進めることもあり得るが、母子保健との関係性も踏まえつつ、こうした方向性も検討してはどうか。</li> </ul>